

袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する  
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和6年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第7条第1項第1号の規則で定める者)

第2条 条例第7条第1項第1号アの規則で定める者は、当該市街化調整区域において10アール以上の農地について年間60日以上農業に従事する者以外の者とする。

(条例第7条第1項第6号の規則で定める施設)

第3条 条例第7条第1項第6号の規則で定める施設は、次に掲げる施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項に掲げる建築物を除く。）とする。

- (1) 倉庫
- (2) 荷さばき施設
- (3) 工場

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。